

(議事録)

## 都市想像会議

### 第8回：法律×都市

#### 都市を楽しくする法律とは？

2017年2月28日(火) 19時～21時

ヒカリエ 8F COURT

登壇者：



齋藤貴弘 (弁護士/ニューポート法律事務所)



水野 祐 (弁護士/シティライツ法律事務所)

ファシリテーター：



左京泰明（シブヤ大学学長）



紫牟田伸子（編集家／プロジェクトエディター／デザインプロデューサー）

**紫牟田**：今日で都市想像会議は8回目になります。本日のテーマは「法律と都市」。これから私たちが住む都市を考え、想像してみよう、ということであえてクリエイティブではなくイメージネーションとしているのですが、私たちは、法律をイメージネーションというところと少しかけ離れたところにあるものではないかと、どうしても感じてしまいます。でもそうではないのではないかと問いかけの中から、新しい私たちのアクティビティと、そのアクティビティがつくる都市を想像してみたいなということが、今日の趣旨です。

今日は「都市を楽しくする法律とは？」とサブタイトルをつけました。私たちの行動を規定しているかのように思われている法律ですが、本来は私たちのアクティビティのために、みんながより良く使えるものとしてのルールなのではないか。だけれど、私たちの社会が大きく変化しつつある中で、私たちがクリエイティブであるために、どういったルールがこれからのあり方としてあるのだろうといったことの問いかけです。

今日は、斎藤貴弘さんと水野祐さんのお二人に来ていただきました。よろしく願いいたします。進行は左京さんと紫牟田です。

導入として、まず私からお話をしたいと思います。実はこの想像会議をしていく中で、法律の話に触れることが多々ありました。例えば、建築基準法では柵の設置などが義務付けられていて自由にならないとかいう規制が多いという話がありました。また、新しくひとつ法律をつくったら、ひとつやめたらいいんじゃないのという意見があったりもしました。図書館の回に来ていただいた柳さんは、図書館法には、図書館は静かに本を読むところですよと、一言も書いていないし、本を貸すところですよと書いていないとおっしゃったのは衝撃的でした。私たちは法律で規定されているから本を置いてあるところなのだと思い込んでいたけれど、実はそうではなく、人々が知を得るところなのだと書いてある、だから解釈次第でおもしろくできるんだ、ということを知り初めて知りました。道路でイベントをやりたい時にどこで許可をもらったらいいかわからないという意見もありました。でも一方で、渋谷区では新しい条例ができた、風営法が新しくなったりしています。実際そういったことを見てみると、今日のポイントは、3つくらいあるのではないかなと思っています。ひとつには、法律は読み取ることも必要であること、ふたつめに法律は改正されることもあること、3つめに新しい法律がつけられることもよくあるということです。例えばデジタルの世界が進展していったり、民泊やUBERといった新しいアクティビティが起こった時には、新しくルールをつくることがあります。

今日は、まず斎藤さん、水野さんそれぞれにお話をいただきますが、みなさんもこういった新しいルールがあったらいいのではないかと、こういったことにぶち当たっているけれど、そ

れは法的にどういうことなの？とか、つまり、法律家や弁護士の方々と会うことも少ないと思うので、都市と関係するようなことで、何か思っていることがあればぶつけていただける時間を少し長めに取りたいと思っています。それを踏まえて自分ごととして考えながら聞いていただけたらと思います。

**左京**：それから、この都市想像会議に初めて参加される方のために、議事録をあげますというアナウンスをしようと思います。不慣れな言葉や基本的なリテラシーもバラバラだと思うので、僕自身も含めて後から振り返れるように、この講義に関してシブヤ大学の他の授業とは違い、音声の記録を撮り、文字起こしをして、議事録をあげるようにします。少し時間をいただきますが、後から振り返れるようにしますので、慌ててメモを取ることに集中しなくても大丈夫です（笑）。

## 法律なんていない？

**紫牟田**：それでは、今日のゲストの齋藤さん、水野さんにお話をいただきたいと思います。

齋藤さんからご自身の自己紹介とお話をいただけますか。

**齋藤**：それでは、簡単に自己紹介からさせていただきます。弁護士をしています、齋藤貴弘と申します。弁護士をして11年目になります。独立をして、弁護士3人と、パラリーガルという専門性を持った人2人の計5人で六本木に事務所を開いています。

今回この企画にお声がけいただいたきっかけは、もしかしたらみなさん、ニュースなどで見たかもしれませんが、風営法という法律、夜12時以降ダンスをしてはいけないという法律の規制緩和に関わって、文化を伸ばすためにどういった法律をつくっていくのかなということや、どう法律に向かい合って自分たちの守れるべきものを守る法にするかに関わったりして、4年ほどやってきたので、他の法分野にも応用して話ができればと思っています。風営法だけではなく、法律としてこういう問題意識で見ると、身直な問題でいろいろあるのかなと感じてもらえればと思います。お手元にA4の2枚の紙を置かせてもらいました。全部はお話できないと思いますが、眺めながら聞いてください。

最初に紫牟田さんから、“法律は「読み解くもの」「つくるもの」「変えるもの」といった問題提起がありました。やはり法律は堅苦しいので、法律なんて無いほうがいいんじゃないかと思われるでしょうね。弁護士でも面倒な法律ばかりなので。法律が無いほうが、みんな自由にできていいじゃないか、先ほどのダンスの話でも夜何時でも踊ればいいし、お酒も飲めばいいし、そういうところからおもしろい文化やビジネスが出てくるから、そんな法律はなければいいと思うことがあるのではと思います。

他の分野では、ここ数日ニュースにもなっている「民泊」ですね。民泊新法というものがつくられています。別に家に誰を泊まらせても自由で、お金を取っても空いている物件だからいいじゃないか、そんなことを法律で規制する必要があるのか？と。シェアリングエコノミーやUberや白タクといった、規制されているが空いている時間を使って、車に人を安く乗せるといったことも、それはそれでいいじゃないかという話も他方があります。

資料の1のところに、「0→1」と「1→10」と書かれています。この視点が重要なのかなと個人的には思っています。

0から1にするのは、単なる情熱や混乱したところの熱量や瞬発力といった、法律とは相反するところから出てくると思っています。例えば、クラブカルチャーはまさにそういったところから出てきたものだし、東ベルリンの壁が壊れて西から東に若者が移り、空いている建物に不法

占有（スクワット）をして、そこにギャラリーやクラブなどが新しいカルチャーをつくっていた。それはまさに「0→1」の世界で、法規制とかを考えずにおもしろいことをやっていたと思います。Uber や民泊なども、小さな試みを始めることから、「0→1」をつくる初期衝動のようなものあって、それが大きくなり、ムーブメントになっていくと、社会的になにかと衝突するということが往々にしてあると思うんですよね。風営法でも、酔って騒ぐと騒音だとか、喧嘩だとか。さっきのスクワットでクラブを始めたというのも不法占有なので、それが続くと建物も所有者が出てくるかもしれない。そういった時にその生まれた文化をどう伸ばしていくか。1を10に伸ばしていくために法律をどう適応していくのか、法律がなければどうつくっていくかという、そのあたりが結構重要になってくる。

## 風営法改正の話

**斎藤**：去年の6月に改正された風営法が施行されました。改正前はダンス営業、ダンス教室などは風俗営業とされていて、夜12時前であっても許可がないと駄目。基本許可をとるのが難しい。12時以降はダンス営業やクラブは駄目。遊興（エンターテイメント）と飲食の終夜営業は一緒にできなかった。それが改正された後は、夜12時前は、一切の規制がなく、ダンスでもエンターテイメントでも営業できるようになりました。夜12時以降は警察の許可を取れば営業できるようになった。夜のエンターテイメントが初めて合法化されました。

その前ももちろん、ナイトカルチャーはありました。いろいろなショーパフォーマンスを見せる飲食店は夜中もやっていました。しかし、法的にはグレー状態で営業していたので、そこに参入できる人は、法的にはグレーだけれどもやってやるぞ、という強い思いをもった人たちでした。だからこそ、濃い夜のシーンができておいて、コンテンツの強みはそこにあったと思います。他方で法的グレーな立場に置かれてしまうため、社会的なインフラ、銀行融資などを受けられなかったり、さまざまな不利益を受けながらやらざるを得なかった。銀行で借りられないから、よくわからない出処のお金借りるとか。規制が現実に合っていない。さっきの「1→10」というところに規制が合っていないと「0→1」で生まれた文化が形成されない。育っていかない。そういう状態にあったんだと思うんです。改正後は、良いものがあればそれを伸ばしていく、という法改正がなされ、その後は法律を変えるだけでなく、規制緩和された新しく生まれた領域でどういう産業をつくろうか、業界づくりみたいなことが意識的に行われていたりします。

ほかにも入管法や建築基準法などがありますが、後でお話しできればと思いますので、日本食の話だけしますね。

海外で日本食を食べると、大体日本食と思えないくらい雑なものが出てくることも多い。それはなぜか。日本食レストランで働くための就労ビザが存在しておらず、日本食を働きながら身につけることができません。日本の料理学校に留学することはできるけれど、卒業した後に日本料理屋さんで働くことができない。入管法上、あくまで外国人が働くレストランは外国人特有の料理の場しかないことになっています。結果、日本食を現場でちゃんと学んだことがない外国人が日本食を世界で展開していく。もちろん、日本から出て行って立派な料理屋さんをつくっている人たちもいますが、なかなか外国人が日本食を世界に広げることにはなっていません。その真逆がフランス料理やワインです。ミシュランもフランスのお店に星をあげるだけではなく、世界中のどこの都市だろうと美味しいフランス料理には星を出します。ワインの格付けも同じです。外国人だったとしてもフランスの文化を伝えることを国も評価して

いるんです。いま国家戦略特区の枠組みで就労ビザの規制緩和を通常国会で審議していて、今後おそらく規制緩和されると思います。

## どうすれば法律を変えられるか

齋藤：ではどういうことをすれば法律を変えられるかということを中心に整理します。風営法改正の運動を4年くらいやっています、入管法もここ1、2年くらい関わっています。①から④のプロセスが重要ななと思っています。まず世論が盛り上がり、この法律を変えなきゃもうマズいよねと世論の合意形成ができる。①世論喚起の問題提起のフェーズが一番最初に必要かなと思っています。

インターネットでもいろいろな拡散の仕方があり、みなさんも一番関わりやすいところなのかなと思います。こういうシンポジウムもそうです。この法律のここが問題だ、こういうビジネスがあるのにこの法律があるからビジネスがうまくいかない、と世論が盛り上がり、それを議員会館や省庁に持ち込んだりして、さまざまなやり方で交渉をします。国家戦略特区という簡易的な枠組みもあったりしますが、いろいろなやり方で交渉をします。それが②戦略的ロビイングで、官庁や議員に法改正を働きかけます。ここでの交渉は弁護士が普段やっていることと近いかなと思います。場合によっては、行政訴訟や憲法訴訟など司法の場で政策に関与することもあります、実際はかなり大変です。風営法ときは水野くんも弁護人になっていましたが、風営法のダンス営業規制が違憲であるという主張をし、勝訴判決を最高裁までいって確定させたりしました。

さらに改正され規制緩和されたら、それで万事 OK ではなくて、業界として育っていくための事業者団体をつくっています。それが③業界構築です。

フード&エンターテインメント協会、ライブハウスコミッション、外国人雇用協議会といった、設立に関わった団体を簡単に紹介します。

僕はクラブとか実はそんなに好きじゃなくてあまり行かないんですけど（笑）、もうすこし広がりがあるといいのかなと思っています。いままでは法的な定義としては風俗営業で、先ほどいったように資金調達に難しいとか、社会から色眼鏡で見られるといった弊害があるため、業界が孤立化していたんですね。協賛もお酒やタバコにどうしても限られるし、外の業界とつながることが少なかった。もう少しユースカルチャーとしての協賛が本当はできたはずなのにあまりできていなかった。資金調達も困難で、デベロッパーや他業態と関わりを持つことも困難でした。孤立化した業界を広げるには規制緩和することが制度的にはできるようになった。

で、どう広げるかという話をいろいろな人とした時に、クラブ業界の中だけで広げるのは難しいのではと感じて、飲食業界とエンターテインメント、コンテンツ業界が一緒になって新しい夜の遊び方を考案すると、また違うナイトシーンができるのではないかと、ということでつくったのが、フード&エンターテインメント協会 (<https://www.ffe.or.jp>) です。デベロッパー、ホテルや飲食店、大手エンタメ系の会社が会員となり、業態の枠組みを超えた新しい夜の遊び方を考案し、実現しようとしています。どこも大手企業ばかりですが、こういうところが入ってくることによって、みなさんは、商業化されてカラオケボックスのような場所がたくさんできるのではないかと、元々イメージしていた「0→1」の世界が駆逐されるのではないかと懸念されますが、個人的には、逆にしていけないといけなのかなと思っています。元々生まれてきたものを、どう 10、100 にするのかということが肝なので、大きな企業が参入することでアーティストインキュベーションをしてもらい、大きなインフラができればもう少し活躍できるので

はないかというところがあります。

他にも、ライブエンターテインメントは市場としては伸びているので、夜間市場を活性化していきましょうということをやっています。オンエアとかのオーグループ、スペースシャワーがやっている WWW、やりキッドルーム、パルコがやっているクラブクアトロ、ロフトなど、そのあたりが、新しいナイトカルチャーをつくっていきましょうということで、業界をつくっています。

いままで上場企業はまず 100% 参入できなかった。それができるようになったということでインパクトは大きいと思いますし、規制緩和して何も起きなかったら寂しいですが、ルールを変えたらいろいろな企業が参入したいというところが出てきたので、やはりルールが時代に合っていなかったのかなと感じます。

最後に、規制緩和されても風営法なら営業許可を取らないといけないので、実際に許可を取ってみると、この法律はここが駄目だな、とかいろいろ気がつく。④の行政許認可とさらなる課題点のフィードバックの部分ですね。弁護士、行政書士として許認可業務をやり、そこで明らかになった課題点を政策の場にもう一回フィードバックするということもやっていたりもします。

## 弁護士のアップデートも必要では？

斎藤：法律も合わせてアップデートをしなくてはいけないし、弁護士もアップデートしなくてはいけないと思っています。弁護士の古典的な仕事は紛争解決です。何か争いごとが起きたときに裁判を起こして解決していく。少し前から、予防法務というものをいろいろな弁護士がやり出して、紛争を起こす前に事前に予防できるようにアドバイスをしていきましょうということになってきました。これは普通にあると思います。予防法務の先に、ビジネスしやすい法環境を積極的につくっていく、ルールメイキングがあると思います。

2 番目の契約書待ちというのはわかりにくいですが、できあがった契約書のリーガルチェックは普段の仕事でもします。でももっと求められていくのは、契約をつくる段階からはいっていき、いろいろなプレイヤーと交渉して利害調整をするディールメイクです。最終的に契約書はつくるけれど、その落とし込む前の段階から弁護士が交渉に入る。また、日本ではブローカーという悪いイメージがありますが、ビジネスのアイデアがあれば、それをどうバックアップしてビジネスとして組み立てるのか。色々なプレイヤーの仲介、ブローカーになって組み立てていくブローキングのスキルが重要になります。できあがったビジネスを契約書に落とし、費用をもらう。そういう仕事もありうると思っています。

それから、弁護士はクライアントの権利を守る仕事は普段からしていきますが、さらにクライアントの権利を預かり、それをどう大きくしていくのかということもありうるのかなと思います。コンプライアンス（法令厳守）というのは、会社はルールを守りなさいということで、弁護士はうるさく言いますが、それは重要なんです。しかし、妄信的なコンプライアンスが多いと思っています、もう少し踏み込んで「このルールをこうしたらいいのでは」というルールメイキングのところ、法律がおかしければおかしいと言う仕事も増えていくのかなと思います。

ですので、弁護士の仕事も多分おもしろくなって、法律がフレキシブルになっていけばいいなと思っています。では一旦これで。

紫牟田：ありがとうございました。すごく興味深いですねえ。①世論喚起、②戦略的ロビイング、③業界構築、④見直しというプロセスにはなるほどと思ったのですが、こうしたやり方は

普通の弁護士さんはあまりしないということですか。

**斎藤**：あまりしないですね。僕は初めてやりました。いま自分の体を使った社会実験をしているような感じです。

**紫牟田**：例えば風営法の時にはどんなやり方で世論喚起をしたんですか。

**斎藤**：「レッツダンス」という風営法改正を目指したキャンペーンがありました。それは割と地道な署名活動で、風営法の問題意識を呼びかけた。クラブ界限にも関わりの強い、坂本龍一さんや大友良英さんなどの有名なアーティストの方々が呼びかけをして、世論を喚起していったんですね。それは関西中心だったので、僕はあまり関わっていませんでしたが。弁護士が発信力を強めていくということは重要なのかなと思っています。だから本とか出すことはすごいと思いますね。

**紫牟田**：逆に戦略的ロビイングというのは、とてもオーソドックスな手法かなと思いました。法律をつくる人にこれだけの世論がありますということを持って行って、動かしてくれそうな人に話をするということをしたということですね。

**斎藤**：そうですね。風営法というと、どうしても「ダンス文化を守る」といった感じになってしまうけれども、でもそれはダンス好きの間でしか伝わらない言葉です。その時は安倍政権が、成長戦略を掲げ、600兆GDPを実現するために規制緩和を実施し、どこの産業を伸ばすのかが検討されています。テクノロジーが伸ばせるのではないかと、海外への地理的な市場展開などもあります。その一つとして、時間市場ということがあるのではないかと。夜の時間帯は、産業化されていないアングラなマーケットだったので、そこを収益化すれば一つの産業ができるのではないかと成長戦略に乗っかっていきました。

**紫牟田**：管轄の省庁はどちらですか。

**斎藤**：警察庁ですね。

**紫牟田**：業界を構築するという考え方がもの凄く新しく感じます。つまり、今までの法律が変わったら、新しい産業ができる、いうことをロビイングしていく。新しい産業をつくるという意味で、これまだなかったつながりを団体としてつくるという考え方は、初めて聞きました。

**斎藤**：もともとそれをやりたいがために、規制緩和をやっていたので。ロビイングについても政治家の方と話していても大変ですし、ちょっと疲れるわけですね。そこで改正したらこんなことをやろう、こんなおもしろいビジネスや文化をつくっていききたいという将来のビジョンをみんなでいろいろとするわけです。規制緩和したら、こういうコンテンツを持っているからこういうことをやれるとか、場所があるからそこを使いたいとか。そういう話をしていた人たちが集まって団体をつくったんです。だから、必ずしも既存の事業者ではない。既存の事業者のフォーマットはそれはそれでいいんですけど、ただ規制緩和は新しい市場をつくるというところなので、既存の事業者が営業しやすくするということが当たり前として、さらにそこに踏み込めなかったプレイヤーが持っているコンテンツや場所を入れるということをやって、初めて規制緩和になるんです。

**紫牟田**：ありがとうございます。うかがいたいことはまだありますが、また後でお願いするとして、次に水野さんのお話をうかがいたいと思います。よろしくお願ひします。

## リーガルデザイン

**水野**：斎藤さんと公の場で話すのは初めてなんです。時折、お酒を飲みながら悩み相談をしてひどく僕が酔っ払うというのが定番でして、いつも迷惑をかけてしまっていますが……（笑）。

斎藤さんは弁護士としては3年先輩です。僕の前に斎藤さんのような弁護士がいてくれて本当に助かっているというか、数少ない尊敬している弁護士の一人です。

私はシティライツ法律事務所という法律事務所を表参道でやっています。うちの事務所は3名の弁護士がいて、NYにひとり。4名の体制でやっています。どういったスタンスでやっているかと言うと、法律や契約というものをツールとして駆使して、クライアントのクリエイティビティやイノベーションをできるだけ最大化するというミッションでやっています。私はアフターインターネット世代という感覚が非常に強い人間ですので、そういった感覚を重視して、インターネットカルチャーと法律に興味をもって活動しています。

先週、『法のデザイン』（フィルムアート社）という本をリリースしました。ここでなにを謳っているかと言うと、「リーガルデザイン」という概念を提唱しています。法律とか契約と聞くと、みなさん自分の自由や企業の自由が束縛され規制される、邪魔なものだというイメージで捉えていると思いますけれど、実は法律や契約は、上手に設計すればものごとをよりスムーズにドライブさせていく、クリエイティビティやイノベーションを加速させていく方向にもできるのではないかということを提案している本です。そうするためには、我々ひとりひとり、市井のひとりひとりが、誰かにまかせるとか、国まかせにするのではなく、ハッキングするくらいの勢いで法をいじって、主体的に捉えて、関わっていき続けるということがこれから必要ではないか。上手な法の設計ができる国や人や企業になるにはそれが必要なのではないかと思います。

いままで斎藤さんと私の二人が同時に呼ばれるということではなかったので、今日の企画を楽しみにしていました。

リーガルデザインを研究、実践していく場所として、昨年10月に慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）に「リーガルデザインラボ」を設立し、メンバーの一人として活動しています。ここではなにを主にやっているかと言うと、情報技術が発達しているのに、法分野での裁判所とのやりとりはfaxです。それくらい遅れている業界で、全くイノベーションが起きていないので、デザインやテクノロジーの力を使って法分野にイノベーションを起こしたい。昨今、AIやロボット、3Dプリンター、バイオ、ブロックチェーン、ビットコインなど新しい技術が毎日のように紙面を賑わしているが、いちいちこれが出てくるたびに違う官庁が、例えば総務省と経産省が同じものを別々の議論をしているということがよくあるんです。斎藤さんが先ほど「ルールメイキング」の方法論を4つの段階にわけて説明してくれていましたが、そのように因数分解して、新しい技術が出てきた時に、議論しなければいけない順番や議論しなくてはならない事柄をある程度体系化できるのではないかと思います。実はこれまで歴史上いろいろな議論がなされてきたということをきちんと研究していけば、そういった方法論はある程度出てくると思うんです。まるでいまは新技術ばかり出てきているように思えますが、人類の歴史は新技術の連続であり、その新しい技術に基づいてクリエイティビティやイノベーションが起きてきた歴史があります。過去に学ぶとか、同時並行で起こっていることに学ぶなど、智を形式化したいという思いでこのラボを立ち上げました。このラボには法律家は私ともう一人のみで、あとはエンジニアとデザイナーなどをいろいろまぜています。SFCには法学部がないというのも重要なと思います。

## 適切な規制とはなにか

そもそも私はエンターテインメント分野の弁護士でしたが、最近はまちづくり分野にもよく関わ



らせていただいています。松戸のマッドシティや武雄市、最近では JR 埼京線沿線のまちづくりを始めている「まちづくりエイティブ」という会社の顧問弁護士をやったり。それこそ代表の寺井さんはスクワットに影響を受けているので、ユニークなまちづくりをしている人ですね。それとか、「リノベリング」という、全国でリノベーションスクールをやっている建築家やデザイナーたちの集団を束ねる会社の顧問弁護士もやっています。他にもルーヴィスのように建築家・デザイナーと空き家をマッチングさせたりしてまちづくりをするというクライアントがいたりします。

後はアート分野では、「chim↑pom」というアーティスト集団が新宿の歌舞伎町で解体予定の建物1棟まるごと使って展覧会をやったんですが、4階建てのビルの床をぶち抜いて、展覧会のレセプションでは水曜日のカンパネラのライブもありました。すごく大きな穴をあけています。これを建築基準法や消防法上、どうロジックをつくるかということをやったりとかもしています。建築家のクライアントも多いので、日々用途変更も含めてロジックづくりをしています。とはいえ、こういうのはおもしろければいいという発想になりがちですが、ご存知の通り、東京デザインウィーク (TDW) でお子さんが亡くなってしまったように、安全性とイノベーションや創造性の振り子の問題も常に考えなくてははいけません。必ずしもルールのない、アナーキーな世界がいいというわけでは全くなく、適切なルールメイキングが必要だろうというスタンスに立っています。

これはビジネスでも同様で、規制は何もないほうがいいというわけではなく、適度な規制は、先ほど斎藤さんが風営法でようやくルールメイキングをしたことによって、それまで入れてこなかった大企業が参入できるようになったり投資をよんだり、なんというかホワイト化していくことでよりダイナミックに経済を活性化させることが起きます。他には、最近ではドローンがあります。日本でも早急にルールができた分野です。ビットコインもスピード感を持ってルールメイキングに取り組んでいますね。FinTech で企業が参入できるようになったのは、適切な規制が計られているからという面があると思います。ですので、規制がないほうがいいというところには寄与できないと私自身は考えています。でも、適切な規制とはなにかというところが非常に難しいところなんです。

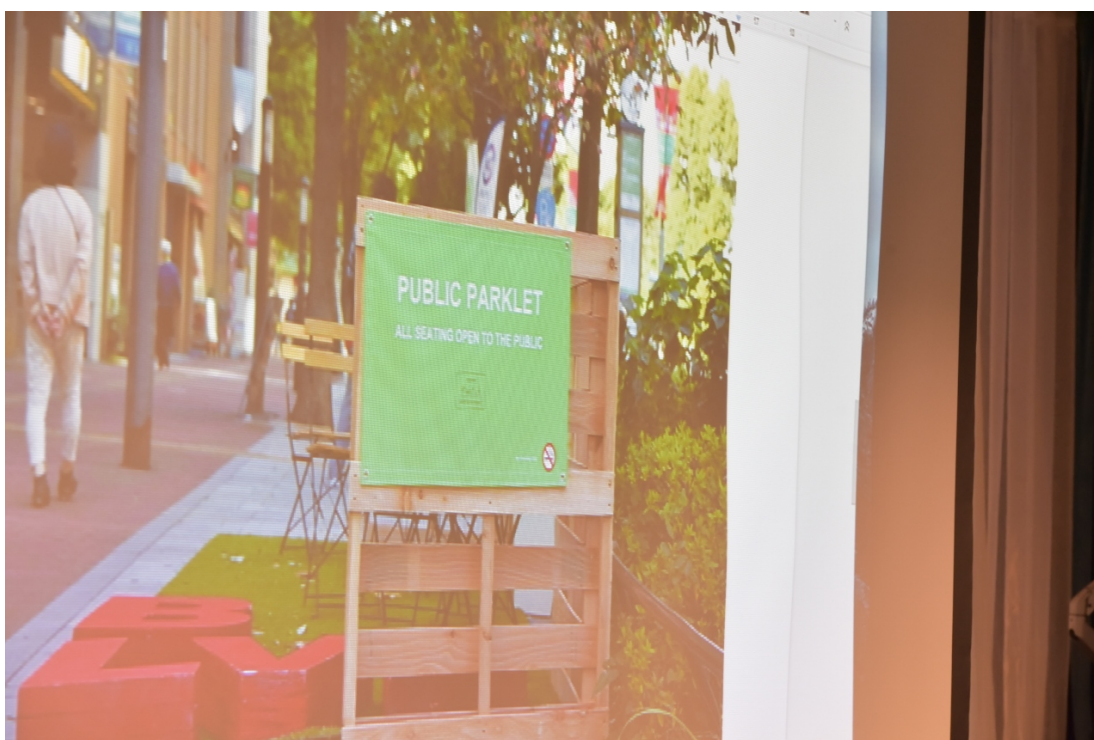
他には、最近 3D 都市データの利活用や、国立公園のプロジェクトにも関わっています。

私の最近の興味は、都市計画と法律の交差点です。都市は法律と密接に絡みつく分野で、都市は法律でできている、といっても過言ではありません。都市計画法、道路法、道路交通法、都市公園法、河川法などいろいろあります。例えば、地下鉄も何メートルか掘ると上の土地の所有権がなくなるかわかりますか。大江戸線などは地権者が関係ないくらい深く掘られているんですね。大深度法という法律があって、一定区画までいくと、上の所有権者の了解をとらなくていいという法律なんです。大江戸線は大深度法があるからもぐっているのではなく、大深度法ができる前にできているんですが。あと中央線がなぜ一直線に走れるとか、銀座線は戦後間もなくできたので、地権者がまだわからなかったときに通したとかおもしろい話があります。近年、都市計画法や河川法、国家戦略特区も含め規制緩和が図られています。代表的なものは「ミズベリング」というプロジェクトで、水辺の再開発を規制緩和しようということで、ウェブサイトをつくりながら、その利活用、メディアをつくってイベントもやって働きかける。政府もお金をつけるということをやっています。

こうした「ボトムダウン型」の、国家が規制緩和してまちづくりをしていくのは従来からあるわけなんですけど、僕がいま一番興味があるのは、リーガルデザインにも親和性があると思っ

市民側からあげていく「ボトムアップ型」のまちづくりの手法として注目されています。NYやポートランドなどの都市が例としてよくあげられていますが、市民によってローコストに、迅速にパッと姿を変えていく。道路の一部や公園の一部をハックしたり、さらに、ゲリラ栽培みたいな、道でなにかを栽培しているような、あれもタクティカルアーバニズムのような文脈で語れると思うんですね。海外でも制約があり、日本は規制が強い。こういったところをどう法律の読み解き方、解釈の仕方とかのグレーゾーンを見つけて、市民のほうから積極的にルールをハックしていく。そういったことがリーガルデザインのボトムアップ型の考え方と、市民が主体的にルールに関わっていくこととの相性が良いと思っています。タクティカルアーバニズムとリーガルデザインの交錯点にも興味をもっています。

それ以外にも定着しつつありますが、リノベーションのまちづくりの手法もありますし、エアアマネジメントで、**BID (Business Improvement District)** と呼ばれる、まちづくりのための資金を市民から集めて町内会的に使うというような、それをまちづくりの発展のために使うというアイデアで、日本版の **BID** も少しずつできてきているので、そういったことを組み合わせ、タクティカルアーバニズムとリノベーションを組み合わせ、まちをハックしていくとき、法律や契約は非常に重要な役割を果たす。つまり、自分の上司を説得する、自分の会社を説得する、社会を説得するとき社会的意義だけでは弱いんですね。それが安全性まで問題ないところまでロジックをつくった上で提案していかないと、通るものも通らないというのが、日本社会の良いところでもあり悪いところでもあるので、その手助けをこれからもしていきたいと思っています。



この写真は日本版パークレットと呼ばれる、池袋のプロジェクトです。もともとパークレットは道路を占有するためのプロジェクトです。これは道を占有したことによってパークレットになっている。道路は駄目だったらいいんですね。本当は純粋な意味でのパークレットではないんですが、でもこれをやるだけでも日本は大変という現状です。私は、海外は良い、日本は駄目という議論はあまり好きではなくて、日本の法制度もドローンとかビットコインとか一回決

めるとすごく早くルールメイクしていくときがある。必ずしもルールメイクが苦手な人種でもないと思う。つくるときは早くて上手というところもあります。でも斎藤さんの話にもあったように0から1をつくるのは苦手かもしれないと思う。1から10をつくるのが、ルールメイキングにおいても上手いのかもしれないという気がします。

BIDのひとつの例ですが、NYのハイラインです。僕はこの隣のホテルに泊まった時、ちゃんとレシートに5%ハイライン税というのがのっている。ハイラインを維持するために使われていると思うと5%くらいいいなという気分にもさせられる。

こんなところでしょうか。ひとまず私からは以上とさせていただきます。

## 法律を読み解く

**紫牟田**：ありがとうございます。特に渋谷は公園がこれから新しくなろうとしていたり、新しい建物ができますよね。渋谷ズンチャカなどで道路をパレードしてみたりとかいろいろありますが、それがお二人がお話してくれたこととリンクしなければいけないけれど、市民と一緒に考えていくことが必要だということがありますよね。左京さんご自身は、そういうものと直面されていて、いまのお話はどう聞いていましたか。

**左京**：そうですね、先ほどのドローンのお話を個人的にお聞きしたかったんですが。僕らは最近、代々木公園さんと一緒に、泊りがけの被災シュミレーショントレーニング、防災訓練の新しいかたちをやっています。そこがだんだん、実証実験の場になってきていて、最近も青山学院大学の先生を中心に、「ドローンバード」といって、災害時にドローンを使ったデジタルマッピングの仕組みを開発されているプロジェクトがありまして、災害時にリアルタイムで災害状況がどうなっているかということ衛星写真などを使ってつくっていると非常に日数がかかるので、災害状況がどうかをドローンがリアルタイムにデジタルマッピングしていくということに取り組んでいる。東京都では公園のドローンが禁止されているので、今回の代々木公園では実現できなかったんですが、それをどうクリアしていくかということにまさにいま取り組んでいます。防災の観点から考えると、ドローンの技術はすごく有用なものだと思うんですが。どのように進めていけばいいのかと個人的に思っているところですね。

**水野**：ここでドローンの航空法の改正の条文とか、落ちたらどうするとか、公園の使用規定などは、当然いきなり出ないですが、一般論として、先ほどのルールメイキングがたくさん出てきたという話は産業界の要望が非常に強いんですね。その裏には、斎藤さんもお説明いただいたロビイングというものがあるんです。一般市民の声はロビーまでいきにくい。パブリックアフェアーズという言葉も出てきていますが、「change.org」とか、いろいろ世論を喚起するといったものは出てきていますが、それを政策形成まで及ぼすとか、国会議員は市民の声をそのまま聞くまではなっていない。そのとき斎藤さんのフレームワークだと、世論喚起+戦略的ロビイングが合体していないんですね。防災の話は国家レベルでこれをやるべきだということになれば、進む可能性はありますが、市民発信ということになると、国会議員までいかない……。票に結びつくとかつかないのかという話にもなるので、それをうまく使っていきような戦略性も必要だとは思いますが。まだその距離があるのかなと思いますので、それをうまく国会議員の耳に届けるという距離を縮める仕組みがもうひとつ必要なのかなという印象を持ちました。

**斎藤**：ドローンはいままだ規制が厳しい。厳しくていいところはあるんですが、一律に厳しくなっています。東京都の公園は全部駄目ですよ。これから適正化されていくだろうという話だと思いますけれども。

水野さんが言ったことは本当にそうで、国会議員は声を聞きたがっていますよね。国会議員は、支持率を上げるということもありますし、政策を実現していくのが仕事なの、600兆がノルマだと言われたら、そこを実現していくためにどういう玉があるのかということを探すわけですよ。インバウンドは4000万人と言われているが、彼らは夜どこで遊んでいるのだろう、もしかして違法なところで遊んでいるのか、そこのお金はどこで税収になっているのかなどといった問題点がある。逆にいえばルールを整備すれば、成長のチャンスでもあり、産業創出ができ、雇用も生まれる。議員からしたら、それをなぜ早く言ってくれなかったのかという話になる。市民や企業が積極的に提案していくことが求められると思います。市民や企業のマインドセットもそうだし、弁護士のマインドセットもきちんとしていないのかなと思っています、法律家としての責任がそこには少し発生してもいいのかなと思います。そのくらい法律の専門家であるからこれだけ声があがっている、それをちゃんと理論的にして政策としてどう落とし込むのかというところの話国会議員とする。その架け橋は弁護士としては、役回りができるんじゃないかなと思っていますね。

## おおむね、みだりに、おもに

**水野**：あとは、国会議員までいなくても、意外に航空法を読み込んでみたら、例外規定があるとかいうこともあります。ダメと言われたからダメになるのではなく、使いこなす側のリテラシーも必要。そういう時に法律家をうまく使いこなすという視点がすごく重要なんじゃないかな。

私のクライアントでも、“かいくぐる”というところとちょっと違うと思いますが、ベンチャーマインドで、ルールは時代の変化とともに変わっていくし、従来の裁判例でもそうなっているけれど、これは社会的な正義や異議があるから、その解釈を変えていくべきだといったときに、法律的な、こう読み込めばこう読めるというような.....例えば、道路交通法で「みだりに占有してはならない」と書いてある。「みだりに」とはなにか。過去の裁判例ではこういう事例があるとしても、でもいまの「みだりに」は異なる解釈ができるかもしれない、といったロジックを法律家に立てさせるんです。ただ「これは悪法だ」とか「時代遅れの法律」だというのではなく、現状はそうなっているが、この文言は違う解釈できることもある。「しちやいけない」という文言は書いてないとか。そういうロジックはいくらでもつくれる。つukれない部分もありますが、よくよく法律をリテラシーを持って見ていくと、法律の「余白」というか、この辺はいじれそうだというのが、日々やっている中で見えてくる。そういう僕らの職能をうまく使ってロジックをつくり出させる。GoogleやUBER、Airbnbもそういうロジックづくりが非常にうまい。「パブリックアフェアーズ」という部門が日夜やっていますよね。ロビイングと込みで法改正につなげる。こういう米国企業は本当に戦略的にこういうことをやっています。

**斎藤**：フェアユース（公正利用）がいま議論されていますよね。形式的に著作権違反となっても一定の目的を持って公正利用として認められれば例外として著作権侵害には問わないという。「余白」という意味ですよ。フェアユースだけでなく、幅をもたせて条文をつくっているって、「みだりに」もそうだし、「おおむね」とか

**水野**：「おおむね」が入っていると「ラッキー！」と思いますね（笑）。

**紫牟田**：他には？

**水野**：「おもに」とか「もっぱら」とかね。これで道路交通法を見ると...。でもね、法律はガチガチに決めすぎると、僕らの生活が不自由になってしまったり、社会の変化に対応できなくな

ってしまうので、あえて余白が残されていることが多いわけです。

**紫牟田**：グレーゾーンがあって、そこが活用できる場所であるということ？

**水野**：そうですね。

**斎藤**：そうですね。紫牟田さんが3つあげたうちの「法律を読む」のところですね。

**水野**：なんか、法律の読み方講座みたいになっちゃってますが、みなさん、第1条の目的は超重要だと知っていますか？日本のあらゆる法律の第1条は目的が書かれていて、この法律がなぜ規定されたかが書いてあるんです。文言の解釈に必ずこの条文を使うので、つまりこの目的に反するような解釈をしていたらその解釈は無効になる可能性もあるわけです。例えば、「みだりに」の文言は、「第1条にこう書いてあるからこう読むべきである」というロジックをつくるというのはよくやる手段です。「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に禁ずる障害の防止に資すること」、これには目的がいくつかありますね。「危険防止」、「交通安全」、「障害の防止」……こうやって見ていくと、そもそもこれは道路なのか、車道なのかとかね。

**斎藤**：馬とかありますよね。最近道路を馬が歩いたりとか。

**水野**：例えば道路の定義があります。「自動車及び一般の交通のように供するその他の場所を言う」。この定義も第1条から見ると、危険がなかったり交通安全を考えなくていいような場所は道路と呼ばなくてもいいんじゃないか、みたいな解釈もできるわけです。例えば、ですよ。もちろん認められるかは別ですが、解釈としては可能かと。

後は「何人も信号機、もしくは道路標識またはこれに類似する工作物、もしくは物件をみだりに…」(道路交通法第76条)。「みだりに」じゃなきゃ設置していいんだということなんですよね、例えばね。

「信号機または道路標識等の効用を妨げるような工作物」とか。ここにも「みだりに」と入っていますね。「交通の妨害となるような方法」とはなんなんだとか。日本語とか言葉は解釈ができる文言なので、こういったようにひとつひとつ問題になる条文を読み解いていく。これにはテクニックが必要で、一般の人がすべてやる必要があるとは思いませんが、見つける姿勢があるかないかとか、なぜ規定しているのかとか、そういったことを全く考えずに、ただこうなってます、とそのまま受け入れるだけでは、法のハックやリーガルデザインは難しいのかなという気がします。結果的に駄目なら仕方がないというか、ちゃんとそれには理由があるので、それを曲げてまでということではない。安全性を損なってはいけないとか。なので、社会的な価値の実現、社会的正義は両輪だと思いますね。

**紫牟田**：風営法の時も「みだりに」とか、「おおむね」とかありました？

**斎藤**：ありますね。営業の許可を取るときに、お店の中に、「見通しをさまたげる遮蔽物があってはいけない」というのがあって、「遮蔽物の高さとしておおむね1m」とい書いてあるんですね。その先は、営業許可を取る時の現場の警察官との交渉の中で、「おおむね」とはどれくらいなのか、全体として見通しを妨げないとか交渉をするわけです。大体警察にこれは駄目だと言われたら、大抵担当の人は引き下がってしまう。そこで馬鹿らしいんですが、壁を壊す内装工事を入れたりして1ヶ月間営業が止まってしまったりする。そこで交渉して通していく。先ほどの①～④の許認可のときの問題点というところをフィードバックする。先ほどの言葉の解釈には幅があるというところで、解釈に争いがあるところは、解釈運用基準といって、通達で更に示されているんです。解釈運用基準も重要で、それは法律ではなく、担当省庁の一定程度の役職の人が出せるんです。現場が駄目ならその人に話をしに行つて通達を出してもらうということは何度かやりました。

**紫牟田**：現場でフレキシブルに対応できることもあるということですか？

**斎藤**：それもありますし、そこが解釈として折り合わなければ、もっと上司に持って行き、解釈を上から出してもらうということをやったりしますね。

**水野**：風営法のときもこれがダンスにあたるか、なんていうことを裁判で争いましたよね。法廷でダンスを再現するという。

**斎藤**：そうですね。実際に摘発された時のお店の人が、法廷の場でダンスを再現し、これはダンスにあたるんですか、と警察に尋問するという.....

**水野**：ひとつひとつ、ここまでいけばダンスにあたるんですか、って。それも正確な文言は忘れましたが、文言解釈の問題になっていましたね。

## ボトムアップで法律をつくる

**紫牟田**：いま都市の中で何かをやりたいと思うときは、ボトムアップですよ。ボトムアップの場合というのは、市民がやりたいということが法律になっていくこと自体は割とままあることですか。

**水野**：いままではあまりなかったんだと思います。斎藤さんが尽力させてきた風営法の問題や渋谷のLGBTなどは、インターネット、SNSを含めコミュニティの力によって、世論喚起がうまくできたパターンで、法改正まで比較的スムーズにつながったものとして印象的で、今回、法のデザインの本を書いている時もその概念を考えていくときも、その二つは先例として僕も念頭にありましたね。こういう時代がきたのなら、もっと市民がアイデアを出してルールメイキングまでかかわっていける時代になりつつあると予感したので、その大きな先例だと思っています。コミュニティからとかインターネットはそういう力はある、悪い側面もありますが、いい面としては市民参加の部分。

**斎藤**：悪い面は、どんな社会運動でもネットで盛り上がって、気づいたら沈静化していた、みたいところがインターネットのインスタントなところだと思いますけれども、弁護士が政治参加や社会運動をすると、どうしてもそちらのイメージがリードしてしまう。

**水野**：人権派も大事なことでありますけれどね。

**斎藤**：でも弁護士なので、法律を使って戦略的にできるかどうか、そちらのほうをやってくれる人がいると、市民の声をどう政策に結びつけるかというレイヤーがしっかりしてくると思う。

**水野**：斎藤さんに2つ質問したいんですね。業界団体の構築をやられていて、苦心されているところでもあると思いますが、4段階のうち、③の業界構築を重視していると思うんですが、メリットと難しさはどう考えていらっしゃるんですか。

**斎藤**：メリットは規制緩和されて悪用されるかもしれない。規制緩和はルールが緩むということですから、それを悪いほうに使う人たちも出てきてしまうおそれがある。もともとの法改正の目的を貫くために、規制緩和とそれの延長線上としての豊かな業界、経済的にインパクトになってということがあると思う。大変なことはあまりないですけど.....

**水野**：メンバーの選定はどういうイメージでされていますか。

**斎藤**：どういう人たちを中心に新しい業界をつくっていくかというところは、ロビイングから関わっていた人たちが思いが強いというか、それを受け継いでこういう業界をつくっていくというビジョンをつくりやすいので、そこですね。先行投資をしてまで面倒臭いロビイングをするというのは、それだけビジネスに対して情熱があるので、その人たちが中心になって動いて欲しいということはあると思いますね。

**水野**：ありがとうございます。あとは、これまで出なかった文脈ですが、ナイトメイヤーのま

ちづくりの可能性、メリットデメリットはどうですか。

**斎藤**：ナイトメイヤーというのは「夜の市長」ということで、去年アムステルダムナイトメイヤーサミットにいったが、欧米中心に、30都市くらいから夜の市長が集まり、夜の価値をいろいろ話し合った。それこそ都市計画の専門家とか社会学者、犯罪学者とかがいろいろな人が来ていましたけれども、僕はナイトメイヤーはちょっと反対なんですけど、アムステルダムがナイトメイヤーを推進しているが、ベルリンはいらないと言っている。なぜかという、アムステルダムはナイトコンテンツを観光資源としてビジネス的に成功させようという意識が強い。ナイトコンテンツの価値をナイトメイヤーが声高に主張して、そこに価値があるということにみんなを持ち上げていくということです。ベルリンは真逆で、価値があるないは関係なく、そこに多様性や自由な領域がどれだけあるのかが価値だといっています。

**水野**：最近「ベルクハイン (Bergheain)」(注：ベルリンのクラブ) がパブリックスペースだと認知され、税金が免除になったみたいな話がありましたね。

**斎藤**：それと同じ発想ですよ。ベルクハインは価値があるから認定されるのではなく、あれだけ自由度が高いものがベルリンのまちにあることが、ベルリンの素晴らしさなんだと。だからベルリンはセクシーでミステリアスで、ということを市長が言うわけですよ。

**水野**：ベルクハインは、なかなか入れないディープなクラブで、ゲイやマイノリティがわんさかいて、危険度も高いクラブですね。

**斎藤**：こないだ、『天才バカボン』を久しぶりに読んだけど、赤塚不二夫先生が言っていたことはそれなのかなと。

**水野**：ああ、ベルリン型。

**斎藤**：そうですね。バカボンがかっこよかったらダメなわけじゃないですか(笑)。そんなバカボンが活躍できる世の中はとても豊かだと思います。

**水野**：「賛成の反対なのだ～」とかいいですよ、意味がわからないし(笑)。

## 会場から

**紫牟田**：人の行為がどうできるのかという理想と理念が、ベルリンとアムスのように、クリエイティブであるとか自由であるとか、正しいことが生まれるという時に、どう自分たちの中からルールをつくり、みんなが遊べる場所を提示するとか。そういうことが大事なのかなと思いますが、会場の方からもご意見を伺いたと思います。例えば自分が直面していることや法ってどう考えればいいですかとか。そういったことがあれば何でもいいので、この場で会議をしようと思っています。どなたかいらっしゃいますか？

**左京**：先ほどドローンの質問をさせてもらいましたが、なかなか難しく、この議論に追いつきにくいと思います。質問をしてしまうと、よくわかっていないなと思われて恥ずかしいところもありますが、勇気を持ってぜひ(笑)。

**紫牟田**：私はいま福祉施設をまわっていて、障がい者の入る入口と高齢者の入口は一緒ではいけないと言われているらしいけれど、その人たちは、入口が違っていけばいいんだよねとって、中ではごちゃ混ぜで多様性している。

**水野**：見る場所が違ったり、見え方が変わってくると.....僕も自分自身がそうだったから言いますが、法律や契約はできるだけ関係ないところに置いておきたいし、自由がいいよと思っていたんですが、意外とポジティブな面もあるなと気がついた時におもしろさになりましたね。

**発言者 A**：阿部と申します。ふたつの質問させていただきたいと思います。ひとつは、今年の年始の朝日新聞の記事で、お母さんが授乳したいときに場所がないので、洋服屋の試着室を使えるように動いている人の特集がありました。子育てをまちぐるみでバックアップしていくのに、どういうアイデアがあるのか。もうひとつは待機児童の問題。学校の敷地は使われないところもあります。僕の家近くでも学校が使われていない校庭が使われていない時間が長い。そういうことも使っていけたら教育面でも新しい意味が生まれてくるんじゃないかという思いがあるんですが。

**斎藤**：最初の話については、民間施設なので、基本的に施設を管理している人が解放するかどうかという話だと思います。それを法律で解放しなさいと定めれば義務が生じたり、努力義務が生じたりする。ただ、そういうやり方がいいのかな。法律は上からになっていく見え方なので、もう少し空いているスペースを、という話になると、契約ではなく、クリエイティブコモンズみたいな、「ここは自由ですよ」とみんなにわかりやすく意思表示するという、そういうシステムがあると機能しやすいかなと思います。法律で商業施設は何パーセントそういうところを設けるとかやることではなくて、リーガルデザインとっていいのかわかりませんが、ソーシャルなインセンティブなことをつくるか、ブランディングにつながるだとかということも、ひとつの緩やかな制度設計のあり方としてあると思います。

**水野**：同じくクリエイティブコモンズみたいな仕組みを導入したらいいんじゃないかと同じことを考えました。法律をつくるのは時間がかかるので、まずはヒカリエ内で、わかりやすいシールやステッカーをつくって、うちのお店の着替え室を授乳に使えますマークとかをつくって、いま打ち出したらイメージが良いですよ。そこにお子さんとお母さんがきたらお店の商品も見えていくし、目に入る機会も多いし、滞留もするので、より購入機会が増えるかもしれない。これは斎藤さんの話と同じで、企業、店舗、建物の所有者の問題なんで、そのあたりを説得していくと結構いけそうな流れになりそうに思いますね。

まさに LGBT などという動かし方で、LGBT という言葉を使うこと自体が微妙だという話は置いておいて、LGBT に好意的な企業だということで売り上げがあがるとか、LGBT の層にマネタイズしていくピンクマネーという戦略的なビジネス戦略もある。それが社会的正義につながるならやっていいと思うし、そうあるべきだと思う。もうひとつ重要なことは、これをみんなやり始めると、じゃあ、大型施設の店舗ではそれを義務化しようか、みたいに行政が動くこともある。重要なのはこの想像力で、いまの時代、僕らのつくっていったルールが積み重なっていくと、やがては法律にたどりつける可能性がある時代になってきている。理論的にも正当性があるって、ルソーやホブズがいう社会契約説は、法律というのは国と国民との契約だという考え方なんです。僕らが国と契約して集積したものが法律になっているので、僕らの周りのルールをひとつずつ変えていって、それがやがて増えていくと法律になっていく、というイメージを持てるか持てないかがすごく重要だと思う。

学校に関しては、学校の地権者との話し合いになるのかなと。同じようなことが言えますね。いま学校を再開したプロジェクトは少しずつ増えてきていると思いますが、その成功例をひとつずつ積み上げていくことが大事。あとの考え方は一緒だと僕は思いますね。

**紫牟田**：いまの話聞いていて、「こども食堂」はまさにソーシャルなインセンティブから始まり、みんながやろうよ、となって。

**発言者 B**：磯辺と申します。タクティカルアーバニズムについてお伺いしたいです。昨年、初めてこの単語を聞きました。おっ！と思ったと同時に一方でモンモンとしているところがあって、日本的なタクティカルアーバニズムというのは、どんなスタイルだろうと。僕の印象では、



ゲリラ的に始めてそれを追認していくようなスタイルがアメリカを中心に進んでいるのではないのでしょうか。それはまさに、「0→1」の話だが、日本人はどちらかというと膝詰めで、丁寧に合意形成して積み重ねていく。今で言うとミズベリングなどはそうではないかと思いますが、そうすると先に枠ができてその中で進めると、できあがったものが本当にやりたかったことだったっけ？というような印象も少しあります。それは日本人の気質も含めて、アメリカが良いということではないとは感じていますが、そこいらへんはいかがでしょうか。

**水野**：そのひとつの解決は、欧米型かもしれないが、リーガルデザインのような、法をハックしていくマインドを社会に醸成していくということがあると思います。そうではなく、日本型の、というのは難しい。ルールを変えずにふわーとやっていくということなんですかね。いやあ、パッととは出てこないですが、とてもクリティカルな質問ですけど、斎藤さんに... (笑)。

**斎藤**：この言葉をさっき始めて知ったので、具体的なイメージは湧いてないですが、先ほどのChim↑pomが歌舞伎町でやったのはまた違う概念になるんですか？

**水野**：あれもひとつのタクティカルアーバニズムと言えるかもしれないですね。ただ、欧米で進めているものちょっと違うというか。

**紫牟田**：タクティカルアーバニズムの場合、主体は、誰がアーバニズムを計画進行していくものなんですか？

**水野**：市民がきっかけになり、やがて政策形成ができる自治体や政府に働きかける、というような、でもどちらがというよりはスパイラルに影響し合うというような思想だと思います。

**紫牟田**：そういう思想だとすると、日本が、というよりも、話し合いで吸い上げていくという場を設定するプロセッシングになってくるのでしょうか？ そのプロセス自体は気質とはあまり関係ないという考え方もありますか？

**水野**：あるかもしれないですねえ。

**斎藤**：博多の屋台は？

**水野**：博多の屋台は、条例でも認められていないんですよ。

**斎藤**：ジャパニーズぼったくりがあつたりとか、その締め付けがありましたよね。箱崎宮の横にすごいスペシャルな移動式の屋台があって、畳のお座敷がある屋台です。それが合意形成のプロセスで市民権を得て政治に向かうとかになってくるかもしれませんが。あれとか日本らしいというか.....広場の文化ではなく、道の文化とよく言われますよね。ヨーロッパは広場で遊びますが、日本は道の中でみんながコミュニケーションをしたり屋台があつたりする。そういった意味では日本らしさというのは有り得るのかなと.....。

**水野**：タクティカルアーバニズムは、ある種バズワードというか、ひとつの思想的な概念なので、実は昔から取り組み自体はいろいろなかたちであったんだと思う。それを再発見していくことも重要なんですが.....日本型タクティカルアーバニズムは....わからないですね。谷中のゲリラゲーニングとかは、日本型タクティカルアーバニズムだとは思いますが。

**斎藤**：道でアクセサリーを売ってて、そこから成功していくとか？

**水野**：最近居酒屋の流しの歌手が復活しているというニュースもありましたね。あれはタクティカルアーバニズムとは違うと思いますが、まあ、余白のないところにはそういう行為が生まれてこない。日本は余白があるようで、都市部に行けば行くほど空気が薄くなっていくということもありますよね。

**斎藤**：「DubLab」という、ポップアップのラジオ局をいろいろなところでやっていくというのをやっていました。インターネットでとても簡単な機材を使って配信できるもので、でも著作権処理が難しいんですが、これは芝浦ハウスという多目的施設でやったときの写真です。



まちと音ということがテーマで、子どもたちに iPhone を持たせて、まちの中の音を録音させてくる。車の音や人が歩く音、ガードレールを鉄琴のように叩いて音を出したり.....持ち帰ってもらった音をアーティストがリミックスして楽曲としてまとめ、それをラジオで放送するというのをやりました。イベントスペースですが、音楽があることによって、文化的な場所になるとか、こどもたちの遊び場になるとか。他にも例えば六本木ヒルズの展望台で、LA とつなげて東京での放送を LA で、LA の放送を東京でやったりといったイベントをやったりしましたね。便乗して紹介しましたが (笑)、こういったことも屋台的な発想で、その場を違う空間に変えていくというものです。ついでに言えば、風営法でやりたかったのはこういうことなんですよ。風俗営業のイメージとはまったく違うと思うんですけど。

**水野：**そもそも日本的なアーバニズムはタクティカルではないのかもしれないですね。タクティカルアーバニズムというと、戦術・戦略性が出てきて、法をどうハックするかといった話になりますが、日本型はもっとタクティカルではなくて、現状はこうなってしまいましたみたいな、そういうヌルッといくようなことが、日本的アーバニズムなのかもしれない。なんとかアーバニズムなのかもしれないですね。それに名前をつけてあげてください (笑)。もう、なっちゃっているからしょうがない?みたいな。既存不適格がまさに障害になってしまっているの、それがなかなかうまくワークしなくなっているというのはあるんだと思います。

**紫牟田：**風営法の改正はかなりタクティカルアーバニズム的な、非常に珍しいものではないかなと思いましたね。

**水野：**そうかもしれないですね。風営法の改正の動きをタクティカルアーバニズムの文脈で語るというのは、ひとつもしかしたらありうる話なのかもしれないですが、今まで議論されているのは、もっとまちに直接的にコミットしていく、しかも瞬間的に少しずつ変えていくという所作をタクティカルアーバニズムの文脈で捉えられているので、少し距離はあるかなと思いますね。

**発言者 C**：さっきおっしゃっていた「解釈運用基準」。例えば、道路交通法があって、それを取り締まるお巡りさんや警察が、解釈運用基準のもとに取り締まるということですよ。それは全部の法律において基本的にあるんですか？

**斎藤**：解釈が分かれるところですね。民間から、ここがわからないのではっきり示して欲しいと要望があったところについて通達を出して示していく。

**発言者 C**：では捕まらないためにどうしたらいいかと考えるならば、その解釈運用基準をしっかり読むことのほうが大事ということですよ？

**斎藤**：そこも曖昧だったりしますが、ただ、具体例が出てきませんが、解釈基準でクリアになればいいですし、そこでもわからなくて、どうしてもそういったことはつきまといますよね。

**発言者 C**：僕は、ホストクラブをやっているんですが、風営法2号の許可の中で営業しています。結局気を使うのが、生活の安全化なんです。法律を読み取ったところで、経営者が誰かという基準も曖昧だし、それによって逮捕され営業停止になってしまったということもよくあるし、警察がパッと入ってきた時に、暗いじゃないとか、運用基準次第で機嫌を伺うというのが大事だと思っていて、で、今回2号が改正されましたが、遊興とはなにかがすでに曖昧ですよ。僕が調べたところだと、新宿署はまだ運用基準がないからやたらに許可を取らないでくれ、と言われたんですよ（笑）。2号と同時に遊興を取ってしまった。僕の認識では、2号営業で深夜1時までやって、1時以降は遊興のお店でやる許可がそのお店で取れるという認識だと思うんですけど、すごくグレーになりますよね。警察からは、お前ら逮捕するぞとかすぐ言われるし。

**斎藤**：そう。おっしゃる通りで、今日は少し綺麗なことを言いましたが、現場は違うというのはよくわかっています。担当者でルールがまったく変わりますし、所轄で変わるし、さらには担当者ごとにも変わることもあります。なんだかんだそういう世界で、うまくやっているところはなぜか摘発されないというのもあります。それは別の問題でちゃんとクリアにしなければいけないと思っていて、行政官というのは、性格の問題もありますが、自分の裁量が極めて狭いので、責任を持ってない。自分の解釈が間違っているでも責任を持って、基本的に締め付けるという方向でしか行動できない。他方、それが間違っていると文句を言っても進まない。その行動パターンのもとにその人の責任を解放して、話をしやすくするという交渉ごとを他方でしていかないといけないのかなど。

**発言者 C**：曖昧なものであるから、こっちも交渉ごととして対応していくということが大事なんですかね。

**斎藤**：そこで喧嘩したくなりますが、それでは喧嘩して終わってしまうので。

**発言者 C**：要は、袖の下みたいなこともそこに含まれるんですか。

**水野**：袖の下までいかななくても、実際の現場での交渉では、そういうタフな知恵は重要だし、寝技はすごく重要になります。

**発言者 C**：先ほども言葉を濁していましたが、ロビイングもそうですよね。そういったことがあるってことが、法律のもとで生きている方々でも当然だという認識でいいですよ。

**水野**：これは人によると思います。僕が思うに、弁護士の良くないところは、解決方法を法的な手段に頼りすぎるところだと思います。もっといろいろな寝技、というか手段があるのに、何とか裁判でとか、契約でとか.....経験がないから、そこにしか頭がいかないところもあるけれど、使えるものは何でも使うという姿勢は大事になりますよね。

**斎藤**：重要なのは交渉術だと思うんです。例えば警察が許可を取らせないとした場合、許可がもらえなくても、すでに従業員も雇っているし、生活もあるから無許可でやらざるをえない場合もある。例えばそのような状況で店内での喧嘩などのトラブルがあっても、警察に助けを

求められない。警察が最重要視する安全保持の観点から、許可をもらえないのはまずい。そんな結論でいいのですか？と警察目線で交渉し、納得してもらうことが重要だと思います。

**水野**：それは良い説得方法ですね。

あともう一点、僕はいまビットコインのビジネスローンチに関わっているんですが、まさに規制がつくれようとしているタイミングなので、金融庁に積極的に足を運んでいます。ルールがまだ決まっていない時は逆にチャンスだと思うんです。つまり、行政も民間にビジネスのアイデアを求めているし、こちらルールを守る意思はあるけど、でもこういう状況があつてどうにかしてくれないか、という姿勢で行けば、ルールに組み込んでくれたりします。こういう事業者もいるということをやうまく情報提供していくことで、運用基準の中に自分たちのやり方も入れ込んでしまう、みたいな、高度なテクだと思いますが、そういう姿勢も大事だなと思っています。

**発言者 C**：なるほど。ありがとうございます。法律って難しいと思ったけれど、楽しく前向きにうまく使っていくということは、都市の話も含めて。でも現実には捕まるかもとかこれやっていいのかなというところだと思うんですね。そこがもっとわかりやすくなっていくといいなと思いました。ありがとうございました。

**発言者 D**：私は路上のいろいろな場所を借りたりして音楽祭をやっています。まさに警察とか地権者に交渉して使わせてもらっています。渋谷区は路上パフォーマンスが全面的に禁止されているという前提があり、そういう場所を借りる時にも警察からは、その日にイベントをやっている感をアナウンスや装飾でやってね、ということ踏まえた上でやるなら許可しますと言われます。実際にやっていることは、その日以外のストリートパフォーマンスと近いことをやっていて、そのイベントの日はいいけれど、そうじゃない日は駄目というところが腑に落ちない。行く行くは全面に禁止されている路上パフォーマンスが、少しでも緩やかになったらいいなと思って、そういった音楽祭をやっています。そういった意味では、安全に良い前例をまちの中にたくさんつくっていくというところから何かできないかなと思っていますが、そういった視点以外でこんなことをやっていったら、少しでもストリートパーフォーマーに良いまちになっていくのではないかという展望などあったら聞きたいです。

**斎藤**：アートフェスの話で言うと、いま法律や条例を変えるという大きな話が出てきています。一番身近な話はアートフェスだと思います。その日はハレの場、お祭りですね。アートフェスは、特区のようにある種の社会実験の意味合いもある。昔から無礼講と言われていましたね。アートフェスで実績をつくって、コンセンサスを得て、それを条例や法改正などの次のフェーズに持っていくということは、アートフェスの使い方としておもしろいと思います。特区でいう社会実験をして、問題がないこれだけの効果がでたということを目視化して正当化していくという使い方ですね。

**水野**：思いついてしまって、言いたくなかったんですが（笑）、まったく別のアプローチで、chim↑pomのエリーちゃんが自分の結婚式を路上パフォーマンスにして作品化しています。新宿でデモの許可を取ったんです。デモの許可を取ると道路を練り歩くことができる。でも警察は周りにたくさんいる。それはデモをハックしてパフォーマンスをするという……これは音楽でもできます。ただめっちゃ警官いますけどね（笑）。こんなやり方もあるんじゃないかということです。ドイツでは「サウンドデモ」というのがありますよね。こういうやり方ですこしずつ認知度を高めていく。過激な集団と思われるかもしれないけれど、結構おもしろいじゃんとなると、デモで使える場所はかなり広いのでね。真逆のアプローチということでご紹介させていただきました（笑）。

**紫牟田**：今日のお話を聞いて、ちょっと難しいかもしれませんが、できることはあるんだなということはずごくよくわかりました。それを法律にするということと、ルールを自分たちでつくるか、やってみるということにも可能性があるのだなと思いました。タクティカルアーバニズムという言葉も出てきましたが、ボトムアップしてみんなのものになり法律になる。というのは、新しいアプローチだということですよ。

**水野**：本来そうあるべきだと思いますが、それがいままではおざなりになっていたということだと思いますよ。まるで政府が勝手につくってくれるものだというようにみんなは認識しているから。

**紫牟田**：新しい産業が進出しやすくするというのも、またひとつ新しいフィールドをつくるという都市のあり方でもありますね。そう考えると、法律はおもしろいなと思ったのと、このお二人がおもしろいんだとつくづく思いましたね。

**斎藤**：でも、さっきの弁護士のアップデートという話があったと思いますが、少しイロモノっぽく見られるんです（笑）。変わった弁護士と言われているうちは駄目なんですよ。ボリュームがでてきて、もっと世論と政策の橋渡しができるようになるようになりたいですね。

**水野**：今日、法律家の方はいらっしゃいますか。いらっしゃいますね。種は彼らですよ。

**紫牟田**：そうですね。広がって、これは当たり前やり方だとなっていけたら市民の側も楽しい都市づくりができると思うので、これからもぜひ味方になっていただいて楽しいまちをつくっていけたらいいなと思います。それではここで終了としたいと思います。斎藤さん、水野さんにあたたかい拍手をお願いします。今日はありがとうございました。